

## 令和3年第10回 豊明市農業委員会総会議事録

### 1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和3年10月20日 午前10時00分

閉会 令和3年10月20日 正午

### 2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
野村 君枝			

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
石川 英治	近藤 賢三		

### 3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第43号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙2件
議案第44号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙3件
議案第45号	相続税の納税猶予に関する適格者照明願承認の件	別紙1件
議案第46号	生産緑地法に係る農業の主たる従事者についての証明願の件	別紙1件
議案第47号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙1件
報告第31号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙1件
報告第32号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件	別紙2件
報告第33号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙4件
報告第34号	農地法第18条の規定による農地解約通知の件	別紙4件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和3年第10回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は5番委員と7番委員にお願いします。それでは、議案に入ります。議案第43号1番案件です。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第43号1番案件について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。

譲受理由は農業経営承継のため、譲渡理由は高齢により耕作困難なためです。

申請地は間米町廻渡1912番、1913番、1938番、登記地目、現況地目はすべて田、面積は合計2,588㎡です。

申請地の現況については、9月30日に現地確認を行ったところ、間米町廻渡1912番、1913番、1938番ともに田として管理されておりました。

譲受人の他の所有農地につきまして、名古屋市緑区浦里四丁目118番、131番は市民農園として管理されていました。沓掛町広坪3番、26番は田として管理されておりました。

以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の11番委員の意見を求めます。

11番委員 10月10日に8番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく地区担当委員の8番委員の意見を求めます。

- 8番委員 11番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。
- 最6番委員 11番委員、8番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第43号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第43号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第43号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第43号2番案件について説明します。  
譲受理由は申請地近辺の経営農地と一体的に有効活用できるため、譲渡理由は一体的に有効活用してもらうためです。  
申請地は沓掛町棧敷97番、登記地目、現況地目はすべて畑、面積は合計360㎡です。  
申請地の現況については、10月7日に現地確認を行ったところ、沓掛町棧敷97番は畑として管理されておりました。  
譲受人の他の所有農地につきまして、名古屋市緑区鳴海町鏡田5番、13番24は畑、名古屋市緑区鳴海町鏡田8番、13番1、13番21、13番148は牧草地、沓掛町若王子31番、32番、33番は畑、沓掛町一長田28番1、沓掛町山新田84番2、85番1、86番1、88番1、89番、96番は牧草地、沓掛町山新田97番、沓掛町葭狭間35番1は保全管理、沓掛町一長田69番、70番、沓掛町棧敷47番1、47番2、48番、53番、55番、59番、64番、70番、94番、95番、96番、98番、沓掛町一長田66番は牧草地、沓掛町提燈山1番2、1番3、1番4は畑、東郷町大字春木字藤坂1番1、2番、3番、4番、5番、6番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番1は牧草地、東郷町兵庫一丁目11番3、12番1、12番15は畑として管理されておりました。  
以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。  
以上で説明を終了します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の10番委員の意見を求めま

す。

10番委員 10月13日に2番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員 10番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。

最3番委員 10番委員、2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第43号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第43号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第44号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第44号1番案件について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。

転用目的は分家住宅で、使用貸借権設定になります。

申請者は、現在賃貸住宅にて子と2人で暮らしておりますが、近々再婚を考えるにあたり現在の借家では手狭であるため、住宅の建築を考えておりました。今回所有者である母から承諾を得たことにより申請に至りました。申請地は沓掛町烏ヶ根116番、登記地目、現況地目は畑、面積は393㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、農村環境改善センターから東に約450mに位置します。

次に農地区分について説明します。申請地は住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、10月13日に現地確認を行ったところ、草生えの状態でしたので、10月12日に申請代理人を通じて草刈りを行うよう指導しました。10月19日に再度現地確認を行ったところ、草刈りされていることを確認し

ました。

続きまして土地利用計画については、南側道路に進入路を設け、中心に住  
宅の配置となります。土地造成は整地し、隣地境界にブロックを設けて雨水が  
流れ込まないように対策します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支  
障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に  
被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付も  
あるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありました。地区担当委員の5番委員の意見を求めま  
す。

5番委員 10月11日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行  
いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。申請地の北側の農地  
が草生え状態でしたので対処願います。

議 長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第44号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第44号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第44号2番  
案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第44号2番案件について説明します。

転用目的は資材置場作業場で、賃借権設定になります。

申請者である法人は刈谷市の本店事務所を中心に現場工事作業の請負を行  
っておりますが、この度事業拡大にあたり工事に関する資材一切を自社で調

達することとなったため資材置場と作業場が必要になりました。今回の申請地にて地権者との交渉がまとまったため申請に至りました。申請地は阿野町荊外山75番1、登記地目は田、現況地目は畑、面積は420㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、名鉄豊明駅から東に約1kmに位置します。

次に農地区分について説明します。申請地は市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha 未満であることから、第2種農地に該当します。そのため許可できます。

申請地の現況については、10月13日に現地確認を行ったところ、隣地農地との境に土留擁壁が構築されておりました。このことに対する始末書については、譲渡人よりいただいております。なお申請地南側については7月総会にて同じく資材置場として、転用申請があった場所になります。

続きまして土地利用計画については、北側道路に進入路を設け、中央に車両転回スペース、周りに資材置場並びに作業場の配置となります。土地造成は整地のみ行い、雨水は敷地内で浸透させ、北側の既設排水路に排水します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありました。地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 10月10日に1番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 4番委員、1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長                   それでは採決します。議案第44号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

                          挙手多数

議 長                   議案第44号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第44号3番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局                  議案第44号3番案件について説明します。

                          転用目的は分家住宅で、使用貸借権設定になります。

                          申請者は、現在賃貸住宅にて妻と子の3人で暮らしておりますが、子育て環境を考えて、新居を建築することになりました。建築にあたり自身及び両親所有の土地のうち生活環境や接道要件を考え、今回申請地にて申請することになりました。申請地は沓掛町寺池2番3、登記地目は田、現況地目は畑、面積は247㎡です。

                          申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、尾三消防本部 豊明消防署から西に約400mに位置します。

                          次に農地区分について説明します。申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であることから、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

                          申請地の現況については、10月13日に現地確認を行ったところ、保全管理状態でした。

                          続きまして土地利用計画については、西側道路に進入路を設け、住宅の配置となります。土地造成は整地のみです。汚水等の排水は西側の下水本管へ、雨水は集水桝で集水して西側の既設道路側溝へ排水します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

                          以上で説明を終了します。

議 長                   事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員                10月12日に農地利用最適化推進委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長                   同じく地区担当農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

最2番委員             7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

- 議 長 彼の委員の意見を求めます。
- 3番委員 沓掛町寺池2番1は駐車場として使われているんですか。
- 7番委員 北側はボートが置いてあります。
- 3番委員 畑に置いてあるということですか。
- 7番委員 駐車場に置いてあります。
- 事務局 沓掛町寺池2番1は雑種地となっております。
- 議 長 彼の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第44号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第44号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第45号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第45号について説明します。相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件です。
- 農業を営んでいた個人から相続により農地等を取得し、引き続き農業を営む場合には、一定の要件のもとに、相続税の全部または一部の納税が猶予されます。税務署への申告の際に、農業委員会の証明する適格者証明書が必要になります。
- 対象地は沓掛町寺内23番、92番の2筆、登記地目は田、現況地目は田と畑、面積は合計2,386㎡です。
- 申請地の現況については、10月13日に事務局職員が現地確認を行ったところ、沓掛町寺内23は水稻が作付けされており、沓掛町寺内92は花や野菜が作付けされている状態でした。
- 以上のことから今後も耕作、管理されることを鑑みて、事務局としては許可相当であると判断します。
- 以上で説明を終了します。



議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 10月10日に4番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員 1番委員、4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第45号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第45号は可決いたします。引き続きまして、議案第46号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第46号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件について説明します。

農業従事者の死亡による生産緑地解除申請に伴い、死亡前まで農業に従事していたことを証明するものです。

買取り申出を行っている方は、名古屋市緑区にお住まいの方です。

申請地は栄町南館248番1、登記地目は畑、現況地目は生産緑地、面積は643㎡です。

申請地の現況については、10月8日に事務局職員が現地確認を行ったところ、梅畑として管理されている状態でした。

土地所有者の死亡による生産緑地解除申請ですが、申請書類などからも、所有者の方が生前、当該 生産緑地に係る農業の主たる従事者であったことを証明することに、問題はないと思われまますので、ご審議のほどお願いします。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の8番委員の意見を求めます。

8番委員 10月10日に11番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

1つお願いしたいのが、地図が解りにくく、目標物が確認できる地図をお願いしたい。

議 長 同じく地区担当委員の11番委員の意見を求めます。

11番委員 8番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 8番委員、11番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第46号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第46号は可決といたします。解り易い地図の配慮を願います。引き続きまして、議案第47号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第47号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。

個人の新規申請が1件です。

間米町爛坂の2筆で貸付期間は3年の賃貸借契約です。

以上こちらのご審議をお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第47号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長            議案第47号は可決いたします。引き続きまして、報告第31号、第32号、第33号、第34号について報告願います。

事務局           報告第31号、第32号、第33号、第34号について説明

議 長            以上のとおり、報告第31号、第32号、第33号、第34号は専決事項として事務局で受理しています。

議 長            それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に正午）。